

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

実施方針

令和8年5月

【令和8年7月改定】

宇城市

目 次

第1章	事業内容に関する事項	1
1. 1	事業名称	1
1. 2	事業の目的	1
1. 3	履行場所	1
1. 4	対象業務	1
1. 5	事業方式	2
1. 6	事業期間等	2
1. 7	遵守すべき関係法令	2
第2章	事業者の選定に関する事項	3
2. 1	応募に関する事項	3
2. 2	事業者の選定に関する事項	6
第3章	事業契約等に関する事項	7
3. 1	契約等の締結	7
第4章	業務実施に関する事項	8
4. 1	対象業務の水準	8
4. 2	施設等の使用	8
4. 3	業務におけるリスク	8
4. 4	モニタリング	8
4. 5	保険	9
第5章	その他事業の実施に関し必要な事項	10
5. 1	債務負担行為	10
5. 2	本業務に係る情報の提供方法	10
5. 3	実施方針の変更	10
5. 4	プロポーザルの成立	10
5. 5	プロポーザルの中止等	10
5. 6	応募に当たっての費用負担	10
5. 7	提出図書の取扱い	10
5. 8	問合せ先	11

第1章 事業内容に関する事項

1. 1 事業名称

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

1. 2 事業の目的

宇城市（以下「委託者」という。）の水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）では、施設の多くが整備から相当の年数を経過しており、老朽化が進行する一方で、人口減少による使用料収入の減少や職員の減少により、従来の体制で安定的なサービスを維持することが困難になりつつある。

こうした状況を踏まえ、本業務では、上下水道事業全体を対象とした管理・更新一体マネジメント方式による「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入し、施設の維持管理と計画的な改築更新、さらに料金徴収や窓口対応等のサービス業務を一体的に委託することにより、施設の機能維持、業務の効率化、サービスの質の向上、そして持続可能な運営体制の構築を図るものである。

さらに、本業務の実施にあたっては、近年の国の各種補助制度の創設や今後の関係法令の改正、および人口減少等を見据えた集合処理から個別処理への転換など、多様な制度変更に適応していく必要がある。そのため、これら法制度の動向や最適な処理手法のあり方については、今後の状況変化を踏まえ、適宜協議を行い、柔軟かつ適切に対応可能な持続的運営体制を構築するものとする。

1. 3 履行場所

- (1) 事務所 宇城市上下水道局上下水道課 他
- (2) 履行区域 宇城市水道事業給水区域、宇城市簡易水道事業給水区域、宇城市公共下水道処理区域、八代北部流域関連公共下水道処理区域及び宇城市農業集落排水事業処理区域

1. 4 対象業務

本業務の対象業務は次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載する。

- (1) 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守管理業務
 - ウ 修繕及び環境整備業務
 - エ その他業務
- (2) 下水道施設維持管理業務
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守管理業務
 - ウ 修繕及び環境整備業務
 - エ アドバイザリー業務
 - オ その他業務
- (3) 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザリー業務）

(4) 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務

- ア 運転管理業務
- イ 保守管理業務
- ウ 修繕及び環境整備業務

(5) 料金徴収・窓口関係業務

- ア 窓口・受付業務
- イ 検針業務
- ウ 調定・更正業務
- エ 会計・収納業務
- オ 開栓・閉栓業務
- カ 滞納整理業務（受益者負担金含む）
- キ 給水停止業務
- ク 電子計算処理業務
- ケ 量水器（メーター）調達・交換・管理業務
- コ 給水装置工事業務
- サ 排水設備工事業務

(6) 施設更新計画策定及び実施設計等業務

- ア 施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）
- イ 改築実施設計業務
- ウ 計画策定支援業務

(7) 改築工事業務

- ア 改築工事業務
- イ その他業務

1. 5 事業方式

本業務の事業方式は、上下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築について一体的にマネジメントする「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」とする。なお、八代北部流域関連公共下水道区域のマンホールポンプ維持管理、農業集落排水事業は委託者が別途維持管理業務を委託する事業者に対するアドバイザー業務とする。

1. 6 事業期間等

本業務の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。ただし、委託者から受託者への業務引継ぎに要する期間は、基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

1. 7 遵守すべき関係法令

受託者は、本業務を実施するにあたり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第2章 事業者の選定に関する事項

2. 1 応募に関する事項

(1) 用語の定義

応募事業者 : 本業務に応募する事業者をいう。

応募企業 : 応募事業者のうち、単独で応募する企業をいう。

応募グループ : 応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。

構成企業 : 応募グループを構成する企業等をいう。

代表企業 : 構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。

優先交渉権者 : 委託者による選定の結果、本業務を委託する相手方として選定した応募企業又は応募グループをいう。

受託者 : 委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する特別目的会社（SPC）をいう。

地元企業 : 本社、本店、支店又は営業所が宇城市内の企業等及び地元企業で構成された組織をいう。

協力企業 : 本業務を構成する業務の一部を、受託者との契約に基づき補完的に実施する事業者をいう。

(2) 応募事業者の構成等

ア 応募事業者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。

イ 応募グループで応募する場合は、代表企業1者を定めることとする。

ウ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本業務の応募に係る手続のすべてを行う。

代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。

エ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。

オ 本業務に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉権者との基本協定締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、当該期間中において、委託者がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

カ 一つの企業が重複して異なる応募グループ又は応募企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。なお、協力企業となる組織の組合員になる場合も同様とする。

ク 応募企業又は応募グループの構成企業は、他の応募企業または応募グループとの間で、提案価格、提案内容、その他競争に影響を及ぼすおそれのある情報について、いかなるや

り取りも行ってはならない。競争の公平性が損なわれたと判断される場合、情報のやり取りが行われた応募企業又は応募グループの応募は無効とする。

(3) 共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

イ 応募資格確認申請書の提出時点で、宇城市の指名停止期間中のものでないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。

キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

ク 本業務の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本業務の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。なお、事業者選定支援業務受託者とは以下のとおりである。

（宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託）

・株式会社日水コン

（宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業務委託）

・アジア航測株式会社

・鈴木法律事務所

ケ 本業務の宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会（後述する2.2の委員会と同じ）の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

(4) 各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

ア 施設更新計画作成に関する業務の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び

工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。

- イ 改築業務の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業(協力企業を含む)の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
- ウ 改築業務の工事を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の総合評定値(P点)が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上、土木一式工事について1,000点以上及び建築一式工事について1,000点以上であること。また、複数企業(協力企業を含む)の場合は当該企業全体で上記の要件を全て満たすこと。
- エ 水道施設(簡易水道施設)及び下水道施設の運転管理業務の実施を担う者は、令和7年度末までに日本国内において、同事業における運転管理業務が5年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績のみは、実績として認めない。
- オ 給水装置工事業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に給水装置工事業務の実施を担う者が資格を取得すること。
- カ 排水設備工事業務の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に排水設備工事業務の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者の登録を熊本県で登録すること。

(5) 応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い

- ア 応募資格確認基準日から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が2.1(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに応募することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。
- イ 業務提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が2.1(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合、委託者は優先交渉権者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。
- ウ 優先交渉権者決定日から基本協定の締結日までの間に、優先交渉権者(グループの場合はその構成企業)が2.1(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合であっても、委託者が認めた場合においては、優先交渉権者は失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2. 2 事業者の選定に関する事項

(1) 委員会の設置

委託者は、優先交渉権者の選定に際して、学識経験者等により構成される「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募事業者の提案内容の審査を行い、優先交渉権者を選定する。委託者は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

なお、委員会の委員は、優先交渉権者の決定後に公表する。

(2) 事業者の選定方式

本業務における応募事業者の募集及び優先交渉権者の選定については、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

なお、本業務の手続は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、募集要項等において定める。

ア 応募資格確認

応募資格の確認として、委託者の入札参加資格有資格者同等以上の者であることや一定の実績を有すること、2. 1 (3) 及び(4) の応募資格等の確認を行う。

イ 提案内容の評価

本業務を実施するために必要な資格を有すると確認された応募事業者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の額等について提案を受け、委員会による審査を通じ、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の評価は、提出書面で行うほか、ヒアリングを通じて行う。

(3) 入札保証金

入札保証金は対象外とする。

(4) 事業開始までのスケジュール（予定）

本業務の事業開始までのスケジュールは、募集要項のとおりとする。

第3章 事業契約等に関する事項

3. 1 契約等の締結

(1) 基本協定及び契約の締結

委託者と優先交渉権者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託基本協定」を締結し、協議を経て、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約」を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、本業務を実施するために特別目的会社（以下、「SPC」という。）を業務委託契約の締結前までに設立する。また、SPCは会社法に定める株式会社とし、本店所在地は熊本県宇城市内とする。

応募企業及び応募グループの構成企業は、SPCに対して出資することとし、応募事業者以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超える保有割合を維持するものとする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に委託者の承諾を得なければならない。

(3) 業務委託契約の締結

委託者と受託者は業務委託契約を締結する。

(4) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

基本協定、業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、委託者と優先交渉権者は、誠意をもって協議する。

(5) 次点者との契約交渉

委託者は、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

(6) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

第4章 業務実施に関する事項

4. 1 対象業務の水準

受託者は、事業期間中、委託者が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本業務に要求するサービスの水準は、要求水準書において示すものとする。

4. 2 施設等の使用

(1) 土地及び施設

受託者は、本業務の実施に必要な範囲において、委託者が所有する上下水道事業に使用している土地、事務所建物及びその他施設を使用できる。

(2) 物品

受託者は、庁舎に備え付けられている物品（机、いす、ロッカー等）を使用できる。

(3) 情報管理システム

受託者は、委託者が指定する業務については委託者が保有する情報管理システムを使用しなければならない。当該情報管理システムを使用するために必要なネットワーク及び機器類等については、委託者が貸与するものを使用し、個別の情報機器等の持込みはできない。

4. 3 業務におけるリスク

(1) リスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。委託者と受託者は、本業務の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担する。

(2) 本業務で想定されるリスク

本業務で想定されるリスクの分担については、要求水準書及び業務委託契約書（案）に定めることとし、応募事業者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。

4. 4 モニタリング

委託者は、受託者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、受託者の財務状況を把握するため、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

委託者は、受託者が行う業務について定期的に確認を行う。

受託者の実施する業務内容の水準が委託者で定める水準を下回ることが判明した場合、委託者は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じて委託額の減額等を行う。受託者は、委託者の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容及び委託額の減額基準等については、今後公表す

る募集要項等において明らかにする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、委託者が実施するモニタリングに係る費用は委託者が負担する。受託者が実施するセルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。

4. 5 保険

受託者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。受託者が付保すべき保険については、要求水準書に示す。

第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

5. 1 債務負担行為

本業務における予算措置は、令和8年度予算において債務負担行為を定める。

なお、改築更新業務は、委託者の承認を経て実施協定を締結し実施する。

5. 2 本業務に係る情報の提供方法

本業務に係る情報の提供は、委託者のホームページを通じて行うものとする。

5. 3 実施方針の変更

実施方針、募集要項、事業者選定基準、要求水準書、提出書類作成要領及び様式集は、公表後に事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、委託者のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

5. 4 プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うことができる。

5. 5 プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又は中止等の対処を図る場合がある。

5. 6 応募に当たっての費用負担

応募に当たっての費用は、すべて応募事業者の負担とする。

5. 7 提出図書の取扱い

(1) 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、委託者は、本業務の公表及びその他必要と認める場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で 사용할ことができる。

また、委託者は、選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募事業者の提案書の一部を無償で利用できるものとする。

(2) 提案書の返却

応募事業者から提出された書類は返却しないものとする。なお、優先交渉権者以外の提案書は1部を事業終了まで保管し、事業終了後は委託者が責任をもって廃棄する。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、当該提案を行った応募事業者が負うものとする。

5. 8 問合せ先

宇城市上下水道局上下水道課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

電話 0964-32-1691

e-mail jogesuidoka@city.uki.lg.jp

